

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付について

標記について、物価高騰の影響を受ける、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センター（以下これらを「施設等」という。）を運営する者が、可能な限り、入所者又は利用者の負担を増やすことなく、円滑に施設等の運営ができるよう、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの期間を対象とした物価高騰分について、予算の範囲内で支援金を交付します。

各事業者におかれましては、「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱」（以下「要綱」という。）をご確認のうえ、対象事業者に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 支援金の概要

1) 対象事業者について

本支援金の対象となる事業者は、下記①、②のいずれも満たす者とする。

①令和6年6月1日時点で、県内に所在する施設等において、下記表1に定めるサービスを提供していること。

※令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）をする施設等は除く。

②上記①に規定するサービスにおいて、食事を提供している（出前の方式や市販の弁当を購入して利用者に提供する方式を除く。）こと。

<表1>

分類	対象となるサービス
(1)	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む）、短期入所（空床利用型を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援 ※共生型サービスを除く。 ※障害者支援施設の日中活動サービスを除く。
(2)	施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設等を除く。

2) 支援金額の計算について

①上記表1(1)に該当するサービスを提供する施設等

31,500円 ※複数サービスを提供している場合、サービスごとに申請可能です。

②上記表1(2)に該当するサービスを提供する事業所

令和6年6月1日時点の利用定員によって、下記のとおりになります。

・定員20人未満	:	90,000円
・定員20人以上40人未満	:	270,000円
・定員40人以上60人未満	:	450,000円
・定員60人以上80人未満	:	630,000円
・定員80人以上100人未満	:	810,000円
・定員100人以上	:	1,170,000円

2 申請期間について

令和7年1月7日(火)から令和7年1月31日(金)まで

3 申請方法

申請は、原則オンライン申請フォームにより行ってください。ただし、オンライン申請フォームを利用できない場合に限り、郵送で申請を行ってください。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

申請にあたっては、法人ごとに、岐阜県内に所在する対象となる施設等を全て取りまとめ、一括して申請してください。

4 申請書類

1) オンライン申請フォームで申請する場合

①様式1及び2

②通帳の写し

◆オンライン申請フォームは、支援金特別ウェブサイトから移動してください。

<支援金特別ウェブサイト URL>

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/bukkakoutoutaisakushien/>

(支援金特別ウェブサイトは開設されておりますが、申請ができるのは令和7年1月7日(火)からとなります。)

(支援金特別ウェブサイトは、「岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金ポータルサイト」となっておりますが、障害福祉サービス事業所等分も含まれております。)

なお、交付要綱や①の様式につきましては、支援金特別ウェブサイトに掲載しています。

2) 郵送で申請する場合

①様式1から様式4

◆様式は支援金特別ウェブサイト及び県ホームページに掲載しています。

<支援金特別ウェブサイト URL>

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/bukkakoutoutaisakushien/>

<県ホームページ URL>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/403165.html>

「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金について」

<郵送先>

〒500-8833

【岐阜神田郵便局留】

岐阜市神田町2丁目2番地

株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部内

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金事務局宛

2 問い合わせ先

支援金の内容についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：050-1750-8905

対応期間：令和7年2月14日（金）まで

（土日祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日までは休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		